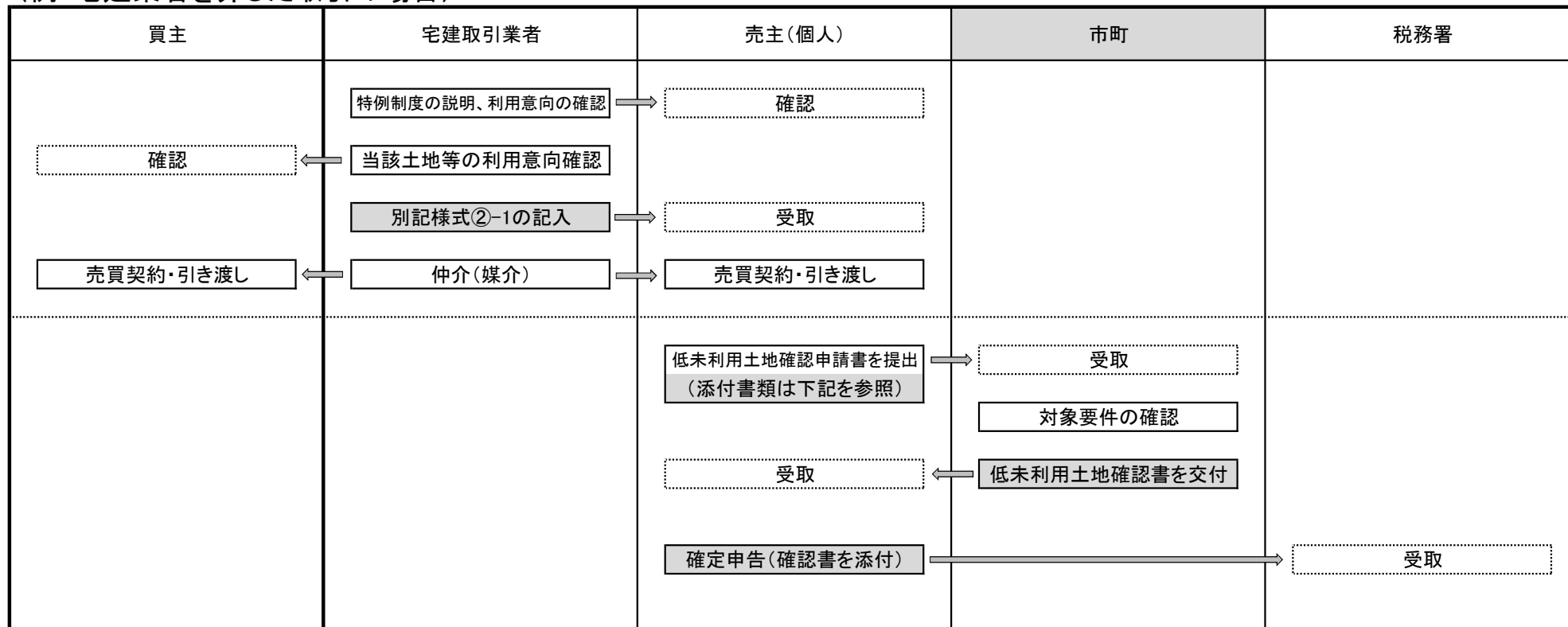


低未利用土地等の譲渡に係る税制特例措置に係る事務フロー図 (例: 宅建業者を介した取引の場合)



※令和2年7月1日から令和4年12月31日までに行われた低未利用土地等の譲渡に限る

★提出する書類

- 低未利用土地確認申請書(別記様式①-1)
- 売買契約書の写し
- 空き地・空き家であることを確認できる書類
 - おうちナビへの登録が確認できる書類(市で発行可)
 - 宅建取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
 - 電気、水道、又はガスの使用中止日が確認できる書類(中止日が売買契約よりも1カ月以上前であるものに限る)
(…支払証明書、料金請求書、領収書、通帳の写しまたはクレジットカードの利用明細(最終引き落とし日が分かるもの)等)
 - その他空き地・空き家であることを確認できる書類(様式①-2など)
- 別記様式②-1(宅建取引業者を介した場合)又は②-2(個人同士の譲渡の場合)
- 申請をする土地もしくは建物の全部事項証明書